

社会福祉法人 紋別市社会福祉協議会

紋別市

【応急生活支援事業】

①一時的な生活困窮世帯や生活保護受給開始前の住宅未整備世帯などの生活困窮世帯の自立の援助を図るため、紋別市社会福祉協議会が、生活が一定程度安定するまでの間に必要な生活必需品等の貸出及び提供を行なっています。

②平成 29 年度事業計画にて、社協が必要な生活必需品等の貸出及び提供を行う世帯は、紋別市内に住所を有し、他の法律等による適切な対応が困難な世帯。

- ・ 初任給支給前など一時的な生活困窮世帯
- ・ 生活保護受給開始前の居住環境未整備世帯（貸出のみ）が対象です。

困窮している等相談があったとき、生活が一定程度安定するまでの間に必要な生活必需品等の貸出及び提供を実施できている。

社会福祉法人 千歳いずみ学園

千歳市

【生活困窮者就労準備支援事業】

①生活困窮者就労準備支援事業

千歳市の委託事業です。第二種社会福祉事業開始届を提出、受託経営として定款に記載しています。

②H28年度 利用者1名

H29年度 利用者0名

H30年度 利用者1名

【生活困窮者サポート事業】

①富良野市内の3つの社会福祉法人により、生活困窮者への相談支援や自立相談支援機関との連携、経済的援助などにより生活困窮者自立支援法等の支援制度を補完し、生活困窮者の自立につなげていくことを目的としている。

②実績については、富良野市社会福祉協議会と同様です。

社会福祉法人 富良野市社会福祉協議会

富良野市

【富良野市生活困窮者サポート事業】

①富良野市内の社会福祉法人により、生活困窮者への相談支援や自立相談支援機関との連携、経済的援助などにより生活困窮者自立支援法等の支援制度を補完し、生活困窮者の自立に繋げていくことを目的として実施。市内3法人（市社協、富良野あさひ郷、エクウエート富良野）での取り組み。

相談支援事業・経済的支援事業の福祉サービスを提供し、経済的支援事業に関しては現金の他、食糧等の貸付も行い、貸付の区分は以下の2区分とする。緊急支援貸付資金（上限10万円）、世帯再建貸付資金（上限30万円）

②生活困窮世帯支援の中で、担当部署から今までの社会福祉資金（市社協単独事業）では個人支援を目的に貸付上限額が5万円となっていたため、世帯再建支援のため更に効果が期待できるツールが必要であるという意見があった。

アウトリーチにより生活困窮者の自立に向けた支援展開を実施しているが、生活困窮者の中には様々な理由により、障がいを持っている方、または障がいの疑いがある方が混在しており、市社協の生活困窮者支援において専門性の高い障がい者支援等を日々実践している市内社会福祉法人との連携と情報の共有が必須であった。市社協が各法人を訪問し、現状と課題について説明を行い、初期の相談支援と事業資金拠出を含めて事業構築のための協議を行った。

平成30年度は平成31年3月27日現在で、生活困窮世帯に対して生活再建及び就労等を目的に「富良野市生活困窮者サポート事業」（貸付制度）と道社協「生活困窮者安心サポート事業」（給付制度）の併用により以下

の実績となっております。

相談支援件数：46件

経済支援件数：26件

支援金額総額：830,264円（貸付：17件、給付：9件）

単位：円

貸付区分	貸付件数	貸付金額	償還件数	償還金額	償還残額	償還率
緊急支援	16	462,824	14	406,011	56,813	87.7%
世帯再建	1	205,200	1	30,000	175,200	14.6%
合計	17	668,024	15	436,011	232,013	65.3%

（参考）道社協 生活困窮者安心サポート事業活用状況

単位：円

	給付件数	給付金額	仮払充当件数	仮払充当金額	仮払充当残額	仮払充当率
安心サポート	9	162,240	8	132,317	29,923	81.6%

【エンルムハイツ地域人材活用事業（室蘭市就労準備支援事業）】

①平成 28 年 4 月から室蘭市内にお住いの 65 歳以下で、生活困窮者自立支援法に基づき仕事に就くまでのお試しの仕事希望者を受け入れ、就労体験を支援し、その後 1 名を雇用しています。

雇用については、職員の配置定数外の週 2 日～5 日の勤務とし、介護職員の補助（掃除、洗濯、ベッドメイキング等）で、介護の仕事からお互いに支えあう地域づくりと就労の機会を提供している。

②平成 28 年 4 月から室蘭市の就労準備支援事業に協力して、6 月から 3 名就労体験を引き受け、そのうち 1 名は 1 年ほど就労体験（ボランティア含む）をして 1 年後の平成 29 年 6 月から週 2 回の雇用の機会を提供しています。雇用に関わる経費負担については、施設で全額自己負担しています。（今後も継続雇用予定）

社会福祉法人 北見市社会福祉協議会

北見市

【低所得世帯等に対する応急援護資金の貸付】

①他の貸付制度を受けることができない低所得世帯等の生活支援。自立支援を目的として応急的に貸し付け。

②昭和 55 年度から市と連携し事業開始。平成 17 年度に市が原資を引き上げた後も、社協単独事業として継続。生保受給までのつなぎ資金としての利用頻度が高い。